

秋田県・市町村協働政策会議総会

日 時 平成22年10月20日(水) 13:30~16:00

場 所 秋田県市町村会館

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 県と市町村の機能合体について

- ア 協働政策会議県北地域会
- イ 平成22年度の各分野の進捗状況
- ウ 平鹿地域振興局と横手市における機能合体等に関する研究
- エ 観光分野の機能合体の進捗状況

(2) 市長会、町村会からの提案について

- ア 市町村の基幹系システムの在り方について (市長会)
- イ 米粉用米及び米粉商品の販路拡大に係る協働について (町村会)

(3) 県からの提案について

- ア 道路利用者の視点に立った新たな道路ネットワークに係る協働
- イ VPDワクチン接種の推進について

(4) 前回協働政策会議のフォローアップについて

(5) その他

4 フリートーキング

5 閉会

資料一覧

- 資料1 秋田県・市町村協働政策会議地域会について
- 資料2 機能合体の進捗状況
- 資料3 平鹿地域振興局と横手市における機能合体等に関する研究について
- 資料4 観光分野に関する機能合体の進捗状況等について
- 資料5 市町村の基幹系システムの在り方について
- 資料6 米粉用米及び米粉商品の販路拡大に係る協働について
- 資料7 道路利用者の視点に立った新たな道路ネットワークに係る協働
- 資料8 VPDワクチン接種の推進について
- 資料9 秋田県・市町村協働政策会議総会における協議結果のフォローアップ
- 資料10 県民の医療の確保に関する基金の概要
- 資料11 子ども読書夢プラン事業の成果を生かした市町村の子ども読書活動の推進
- 資料12 秋田県営農維持緊急支援資金(仮称)の創設について(当日配付)
- 資料13 市町村における電子申告の推進について(当日配付)

秋田県・市町村協働政策会議地域会について

1 秋田県・市町村協働政策会議設置要綱（抜粋）

（地域会）

第5条 地域会は、前条第1項各号に掲げる事項のうち、特定の地域に係るもの等について協議する。

2 地域会は、知事及び特定の地域の市町村長で構成する。

3 地域会は、特定の地域の市町村長が協議して定めた市町村長が招集し、当該市町村長が議長を務める。

2 県北地域会の概要

（1）日時及び場所

平成22年8月18日（水） 午後3時～5時

能代市 キャッスルホテル平安閣能代

（2）主催者 能代市

（3）出席者

知事及び県北地域（4市4町1村）の各市町村長ほか

（4）議題

協議事項

ア 大館能代空港の利用促進について

イ 環境・資源リサイクル産業の立地環境の整備について

ウ 観光客誘客の取組について

エ 少子化対策に対応した協働の結婚しやすい環境づくりについて

意見交換

ア 県北の医療の地域偏在是正について

イ ニホンザルによる農林産物の被害防止対策の推進について

ウ 松くい虫被害木の撲滅について

エ 専門職員の派遣並びに専門的業務の事務委託について

平成22年10月 企画振興部

観光振興

県・仙北市によるTIC（ツーリスト・インフォメーション・センター）の共同運営
 ・角館駅前に4月新設（市2人、県1人、角館町観光協会3人、秋田内陸縦貫鉄道株1人）
 ・7月21日仙北市TIC運営会議において、アクションプランを策定し、県内全市町村の観光パンフの配置や行事の紹介等の広域観光案内の充実に取り組むとともに、着地型（滞在体験型）商品の開発に取り組んでいる。
 県内各地域における本格的機能合体組織の設置に向けた検討
 ・平鹿地域については、研究会報告書（9月取りまとめ）に基づき、平成23年4月から県市組織のワンフロア化、県職員の市派遣等による一元的な事業実施を予定。
 ・他の地域においても、県、関係市町村等をメンバーとする研究会等を開催し、機能合体に向けた検討を進めている。

地方税徴収対策

県と全市町村による「秋田県地方税滞納整理機構」の運営（4月～）
 事務局及び実働を担う組織として、「徴収特別対策室」を設置（秋田地方総合庁舎内）
 県職員4人、市町村派遣職員8人 県予算：5,669千円（うち市町村負担金1,340千円）
 市町村からの引き継ぎ事案について、滞納処分（差押）を執行するなど、滞納整理を進めている。

WEB会議システム（各種相談業務等）

市町村と県の相談機関をオンラインで接続 8市町村（能代市、男鹿市、北秋田市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、東成瀬村）で導入
 分野：消費生活、福祉、定住等
 県配置課所は、生活センター、地域振興局福祉環境部、児童相談所、女性相談所、東京事務所、本庁関係課等 県予算：562千円 市町村は自己のカメラ代を予算化
 平成22年5月から運用開始（各種相談業務のほか、ヒアリング等にも活用）

消費生活相談

平成23年度から、県生活センターのサブセンターを県北（大館市：旧正札竹村ビル）、県南（平鹿地域振興局内）に設置することとした。
 県予算：当初827千円＋9月補正8,512千円
 新たな相談体制に向け、県・市町村職員の研修計画を策定中

職員研修

県と市町村が企画段階から協議
 出前講座を含めた効果的・効率的な研修づくり、市町村職員受講数拡大を図る。
 県予算：7,551千円（うち市長会、町村会負担2,674千円）
 平成22年6月25日市町村を対象に県・市町村合同研修に対するアンケート実施
 11月に県、市長会、町村会で研修に関する基本協定締結予定

下水道

生活排水処理に関する県と市町村との協働事業を推進する「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を開催（4月）
 ・八郎湖の水質保全対策として八郎湖流域内の農業集落排水施設を県流域下水道に接続（H22年度1地区実施中、H24年度に7地区予定）
 汚水・汚泥の広域共同化のための可能性調査
 ・調査委託事業実施中 県予算：6,184千円
 ・目的：生活排水処理事業の効率化による市町村の財政負担の軽減と汚泥の利活用による循環型社会への貢献

道路維持管理

県と市町村の交換除雪道路網の更なる拡大
 ・H21年度 県が市町村道を除雪 71.5km 市町村が県管理道路を除雪 51.9km
 ・H22年度予定 " 75.2km " 63.7km
 国道と市町村道の道路パトロールを一体化する路線を選定し、試行
 ・H22年度のパトロールの一体化等の対象路線延長 64.6km

平鹿地域振興局と横手市をモデルとした機能合体の研究、推進

平鹿地域振興局、横手市の各部長等から構成する研究会を設置、9月に研究会報告書を取りまとめた。
 研究会の分野別概況

・観光物産・商工労働分野、農林分野	ワンフロア化、一部業務移管
・健康・福祉・環境分野	協議会等の共同開催、一部業務移管
・建設分野	幹線道路網計画の共同策定等

秋田内陸活性化本部の設置

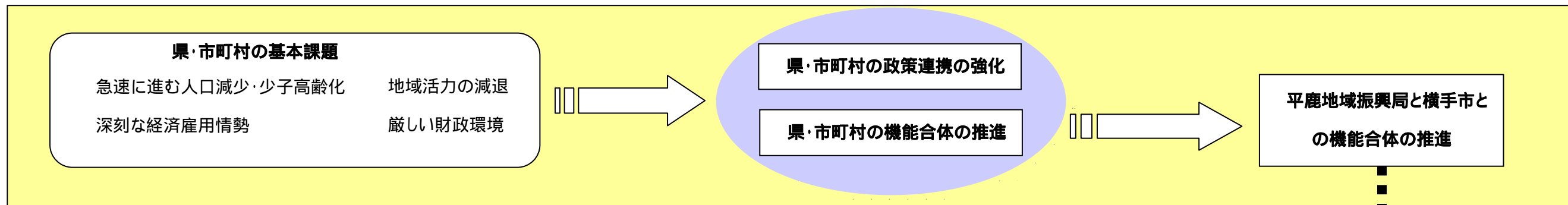
県、北秋田市、仙北市による秋田内陸活性化本部を北秋田市阿仁庁舎に4月設置（北秋田市3人、仙北市1人、県3人）
 実施事業
 ・内陸線利活用（乗車促進運動、会社支援活動、情報発信事業）
 ・内陸地域の活性化（内陸線支援団体のネットワーク化、内陸線資源の商品化・産業化支援内陸地域資源のPR）

事務所の相互利用の促進

・東京事務所に市町村職員が出張時に利用できるコーナーを設置し、パソコン、WEB等配置
 平成22年8月に運用開始
 ・大仙市の建築確認業務部署を、業務の適切かつ効率的な執行等の観点から、仙北地域振興局内に配置。平成22年4月から実施。

平鹿地域振興局と横手市における機能合体等に関する研究について

平成22年10月
企画振興部



分野別方針

観光物産・商工労働(市が平鹿地域振興局に入居)

ワンフロア化し、一元的な事業執行体制を構築

Aパターン

Bパターン

観光振興分野

- ・ Aパターンを想定し、県業務を市に移管し、市が一元的に事業実施
- ・ 県職員を市に派遣、振興局予算を市に交付
- ・ 派遣職員は、市業務のほか県固有業務も兼ねる。

その他の分野

- ・ A、B双方のパターンを検討し、できるものについては、Aパターンを採用する。

農 林(市が平鹿地域振興局に入居)

全体をワンフロア化し、情報の共有化、ワンストップ化を推進。分野によっては、市へ業務移管し一元化

一元化分野

- ・ 米政策、担い手の育成
- ・ 食育、都市との交流
- ・ マーケティング

- ・ 県業務を市へ移管し、市が一元的に事業実施
- ・ 県職員を市に派遣、振興局予算を市に交付
- ・ 派遣職員は市の業務に専従する。

連携強化分野

- ・ 農地・水・環境保全活動
- ・ 中山間直接支払い
- ・ 農業農村整備事業の新規採択に関する調査・調整業務

将来的には、市への業務移管（一元化）に努める

県・市固有分野

- ・ 県が行う審査、検査業務等
- ・ 市固有業務

健康・福祉・環境

特定事業を共同実施、一部業務を市へ移管

共同実施等

- ・ 「平鹿地域保健医療福祉協議会」と「地域ケア体制構築のための協議会」の共同開催
- ・ 地域歯科保健連絡会議及び研修会の共同開催
- ・ 「横手地域環境行政等連絡協議会（仮称）」の設置 等

業務移管

- ・ 障害者相談員に係る業務を県から市へ移管 等

建設

効果的な事業実施のため、「横手地域道路等協議会」（仮称）を設置

横手地域道路等協議会の設置

- 「建設部会」
 - ・ 幹線道路網計画策定
- 「維持管理・防災部会」
 - ・ 幹線道路網の共同パトロール
 - ・ 除雪、除草、清掃等の交換委託
 - ・ 災害時等における情報網と緊急体制の構築

上記のほか、道路ネットワークの再構築検討（県道・市道の振替、県道の管理委託、権限移譲等）

建築住宅関係については、ワンフロア化し、業務移管

建築住宅分野

- ・ 県の建築確認業務（H24年度から）、住宅管理業務の一部（H24年度から）を市に移管
- ・ 当該業務移管をスムーズに進めるため、ワンフロア化等の実施（H23年度から）

許認可事務

- ・ H24年度以降、屋外広告物の許可等、景観法に係る権限を市に移譲

1 進捗状況

(1) 仙北市の取組状況

広域観光案内及び滞在型旅行商品の開発から販売まで一貫した態勢を構築し、仙北市内及び県内観光エリアへの観光客流動の促進を図る目的で、本年4月に仙北市ツーリスト・インフォメーション・センターを設置、7月にアクションプランを策定した。アクションプランにおける主な取組内容は、次のとおり。

広域観光案内	訪日外国人観光案内
観光案内従事者のホスピタリティの向上及びスキルアップの促進	
既存の滞在体験型旅行商品の整理とPR	
滞在体験型旅行商品の開発、販売、検証及び促進	
学習旅行メニューの情報発信と受け入れ支援	
学習旅行受入先農家などの育成支援	学習旅行体験場所の整備

(2) 横手市の検討状況

横手市と地域振興局の管轄する地域が同じであることから、行政各分野の具体的な検討を進めていく目的で設置した研究会において、観光振興分野についてもWGを設置し、9月に報告書を取り纏めた。

観光振興分野では、平成23年度当初の機能合体組織の設置を目指すこととしている。

(3) その他地域の検討状況

現在、各地域振興局で機能合体に関する研究会や連絡会議等を立ち上げ、協働事業の範囲や内容等について検討作業を行っている。

地域振興局	研究会・会議名	開催月日
鹿角地域振興局	鹿角地域観光物産事業担当者会議	第1回 6月 2日
		第2回 7月23日
		第3回 8月30日
		第4回 10月 7日
北秋田地域振興局	北秋田地域観光行政担当者会議	8月24日
山本地域振興局	能代山本地域観光振興連絡会議	4月21日
秋田地域振興局	市町村・団体等観光担当者会議	5月13日
由利地域振興局	県と市の観光機能合体担当課長会議	第1回 5月13日
		第2回 6月21日
		第3回 8月 4日
仙北地域振興局	市町観光担当課長打ち合わせ	第1回 9月28日
		第2回 10月 4日
平鹿地域振興局	平鹿地域振興局と横手市における機能合体等に関する研究会・WG	2月10日 ~ 9月22日
雄勝地域振興局	県と市町村による協働の地域づくり研究会	第1回 6月16日
		第2回 7月 5日
		第3回 7月27日
		第4回 9月13日

2 今後の取組方針

今後は、機能合体による地域の特長を活かした協働事業等に積極的に取り組む地域から、体制や予算に関する具体的な協議を進め、既存の観光振興団体等の活用も含めて、23年度からの組織設置を目指していく。

秋田県・市町村協働政策会議の市町村提案事項について

秋田県市長会(潟上市)

項 目 名	市町村の基幹系システムの在り方について
提 案 要 旨	総務省が平成 21 年度から開発実証事業に取り組んでいる自治体クラウド（地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現する。）について、本県でも今後検討してみてもはどうでしょうか。
理 由 (背景等)	<p>平成の合併から約 5 年が経過し、当時導入したシステムや機器の更新時期が到来している市町村が多々あると思われ、すでに更新されている自治体もあろうかと思えます。システム更新には多額の経費を投入することになり、毎年の維持費も同様に高額になりますが、財政面で見ると運用経費についてはほとんどが一般財源での対応となり、各自治体とも苦慮しているところと思われます。</p> <p>各市町村、様々なシステムや業務手順で運用しており、統一化にはかなりの協議が必要になると思えます。データ移行等の初期費用も高額になることが予想されます。</p> <p>以上のようなデメリットもあろうかと思えますが、反面、サーバ等機器の維持管理の減少や災害時等業務継続の容易さや運用経費の抑制等、スケールメリットが多々見込めます。</p> <p>中長期的な観点から検討してはどうかと思えます。</p>

秋田県・市町村協働政策会議協議事項について

秋田県町村会

	項目名	米粉用米及び米粉商品の販路拡大に係る協働について
	提案要旨	<p>米粉用米及び県内の米粉商品・加工食品の販路拡大を図るため、県と市町村、全農あきた等とが連携を図り、県内外において積極的に販促活動を行う。</p>
1	理由 (背景等)	<p>水田農業の経営安定と食料自給率の向上を図る観点から、今年度から戸別所得補償モデル対策がスタートし、米粉用米など新規需要米の生産拡大への支援が強化された。本県の場合、新たな設備投資が不要であるため、米粉用米を作付する農家が今後徐々に増加してくるものと見込まれる。</p> <p>しかしながら、米粉用米を生産するためには、実需者と結び付く必要があり、農家が米粉用米の栽培を希望しても実需者がいないと栽培できない仕組みとなっている。</p> <p>こうした状況から、米粉販路を早急に確保・拡大する必要があるため、トップセールスなどの積極的手段も加味した県・市町村・全農等の連携による強力な取り組みを進めるべきである。</p> <p>特に、本県で力を入れている米粉用米「あきた瑞穂の舞」については、大口受注に耐えられる生産性と独自性に優れていることから、実需者確保にあたっては、これらの優位性を前面に掲げながら、県外企業等への販売促進に努めることが効果的である。</p> <p>併せて、県内の食品メーカーによる米粉利用を促進するとともに、首都圏への販路拡大も図る必要がある。</p> <p>販路確保は他県との競争であり、今後は全県が一体となって取り組む必要がある。首都圏をはじめ県外企業等への働きかけを強化するため、米粉サンプルや紹介リーフレットなどPRのための販促品の充実も図りながら、各市町村の持つ個別のルートや人脈を活用した売り込みを展開していくべきと考える。</p>

秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

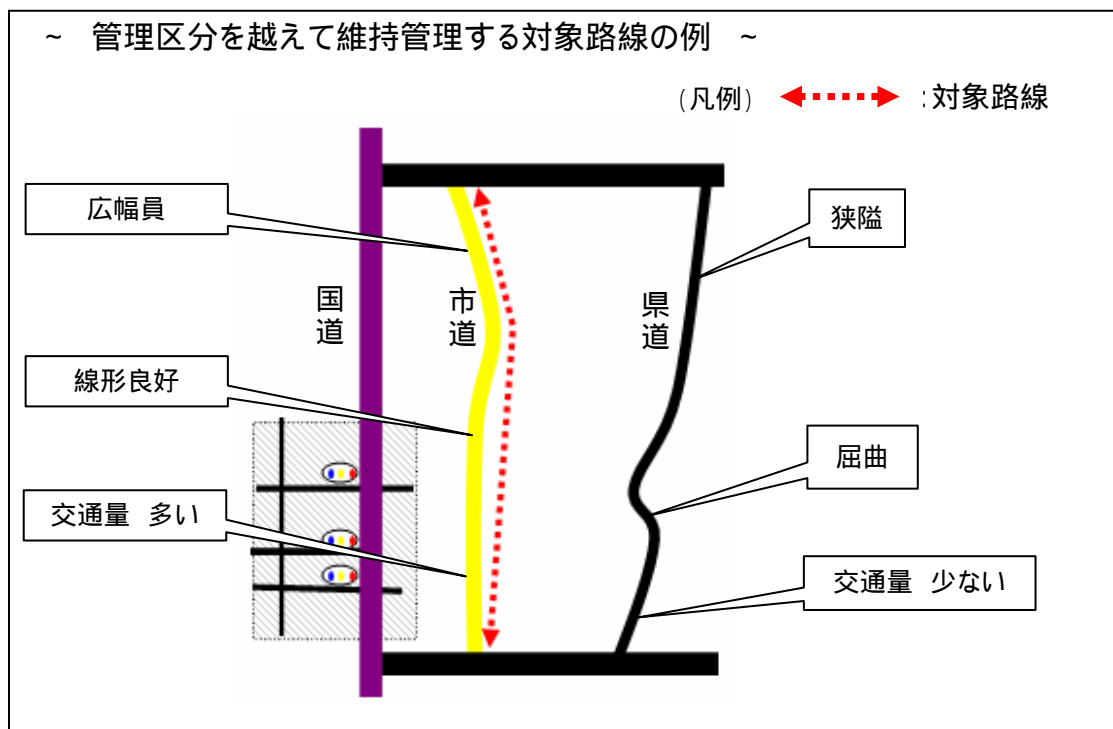
部局名 建設交通部

項 目 名	道路利用者の視点に立った新たな道路ネットワークに係る協働
提 案 要 旨	<p>県道と同等な利用実態となっている市町村道について、県と市町村の協働により県道と同等な維持管理レベル（道路パトロール、橋梁補修、災害防除等）を確保し、安心・安全の確保等、利用者利便の向上に寄与する。</p>
理 由	<p>道路利用者は、県道や市町村道等、道路管理者の区別なく、安全・安心、快適性等を総合的に判断し、利用しやすいルートを利用 その結果、県道、市町村道等が連続して利用され、あたかも県道と同等な利用実態となっている市町村道路が存在 道路利用者の視点に立ち、県道、市町村道等の垣根を越えて「造るから使いこなす」発想に基づく道路ネットワークの再構築が必要 再構築された道路ネットワークの市町村道については、県と市町村の協働により県道と同レベルの維持管理を確保 利用実態に応じた道路ネットワークの再構築により、ネットワークに並行する交通支障区間の改良工事が抑制され、「真に必要な道路整備」に集中投資 協働による市町村への技術支援が必要</p>

- ・道路の利用実態を考慮し、県と市町村の管理区分を越えた「より安全で安心な利便性の高い道路ネットワーク」を構築するために協議会を設けます。
- ・協議会で選定した路線(区間)について、協働で維持管理等を行います。

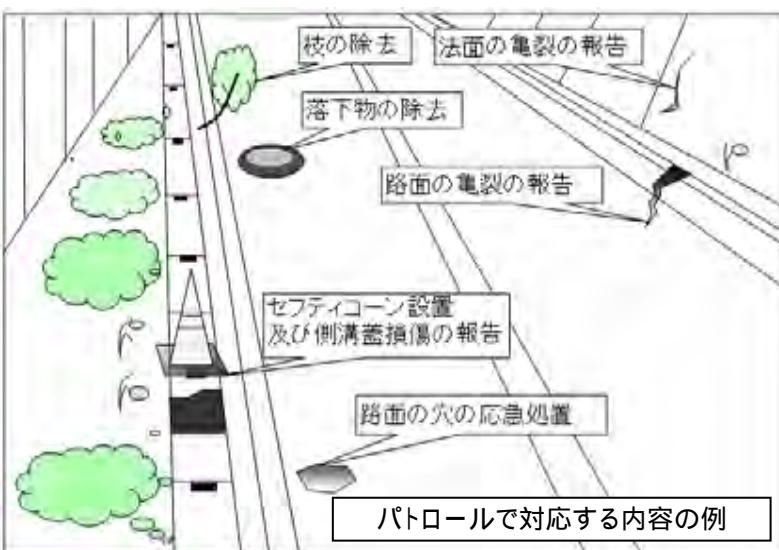
管理区分を越えた道路維持管理
選定路線の概要について

- ・協議会で選定した広域交通が多い等、県道と同等な利用実態の市町村道について、県と市町村の協働により県道と同等な維持管理レベルを確保します。



維持管理の協働の内容

- ・協議会で選定した路線(区間)について、定期的な道路パトロール、橋梁補修計画策定及び災害防除の対策検討等を協働で実施します(アドバイザー制度 の活用含む)。



アドバイザー制度
県が年間を通じて契約している技術アドバイザーが緊急時や専門性の高い問題発生時等に随時技術相談に応じる制度

↓

- ・地すべり等の発生原因の解明
- ・災害や施工途中におけるトラブルに対する緊急対策等の助言等々

協働による道路維持管理の現状

- ・平成22年9月1日より、一部の市町と協議会等で選定した路線(区間)について、定期的なパトロール等により、県道と同等な維持管理レベルを確保しています。

1) 現状(選定路線数及び延長)

・7地域振興局 7市1町で路線を選定し試行中(10月1日現在)

実施路線数 13路線 実施延長 64.6 km

- ・選定した試行路線(区間)については、パトロール以外にも、橋梁の修繕計画の策定や危険な法面の対策に関して協働で取り組むこと等も盛り込んでいます。

2) 今後の方針等

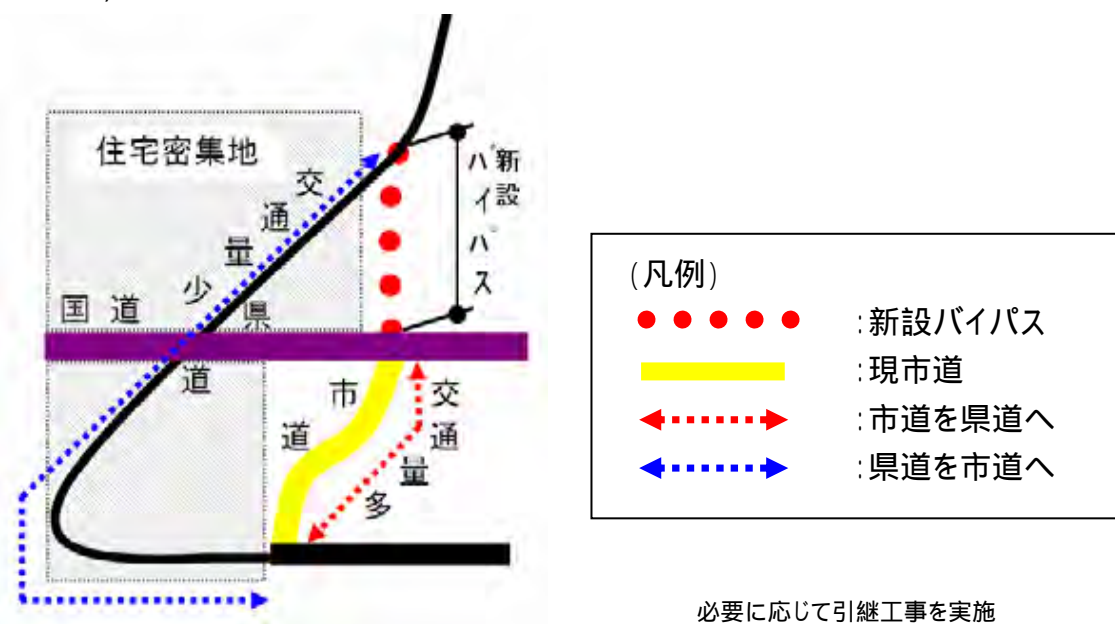
- ・県道と市町村道の連携を図り、現在一部で実施している観光道路ネットワークの構築及び案内看板の整備等についても協議会で検討する予定です。
- ・今後も市町村と協議のうえ、試行路線・区間を選定し、合意が得られれば、協定等を締結のうえ試行する予定です。

協働成果としての県道と市町村道のふりかえ

- ・維持管理の協働区間のうち、県と市町村が協議のうえ、合意が図られた路線(区間)については、県道と市町村道をふりかえます。

～ 県のバイパス新設に伴うふりかえの例 ～

- 1)住宅密集地を避ける形で現市道とバイパスを通過する広域的な交通が増大
- 2)市道を維持管理の協働区間に選定
- 3)協議し、合意が得られれば、市道を県道へ、県道を市道へふりかえ



秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 健康福祉部

項 目 名	V P D ワクチン接種の推進について
提 案 要 旨	<p>がん対策、少子化対策及びV P D（ワクチン接種で予防できる病気）感染対策の観点に立ち、国に先駆けて県・市町村と一体となってV P D ワクチン接種を推進する。</p> <p>（１）疾患の特性、接種費用等を考慮し、任意接種ワクチンのうち、ヒブ、肺炎球菌及び子宮頸がんのワクチン接種に要する自己負担額の軽減措置を図る。</p> <p>（２）公費支援の対象となるワクチン接種による健康被害に対し、市町村は既存の保険による補償制度を設ける。</p>
理 由	<p>近年、ワクチンで防げる病気が増えており、任意接種ワクチンとして子どもの細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンや、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染を予防するワクチンの接種が始まっている。</p> <p>こうしたワクチンに対する県民の期待やニーズは高まっているが、これらのワクチン接種は、定期接種とは異なり、受たい人が自分で費用を負担して受けることとされ、一時的に高額の自己負担が伴うこと、また、健康被害に対する補償制度が十分でないことなどから、その普及が大きく遅れている。</p> <p>県では、このような任意接種ワクチンについて、早急に予防接種法上の定期接種に位置づけるよう国に対し要望している。国においては予防接種部会等での検討が始まっているが、方向性が未だ明確となっていないことなどから、一部の市町村において、公費助成に踏み切るところが出るなど、県内市町村の取組に差が生じている。</p> <p>疾病の予防については、県民のニーズが高く、地域による差異があることは望ましくなく、また、市町村、小児科や産婦人科の医会、県医師会等から、国に先駆けた公費助成等の指針を出すよう要望がある。</p>

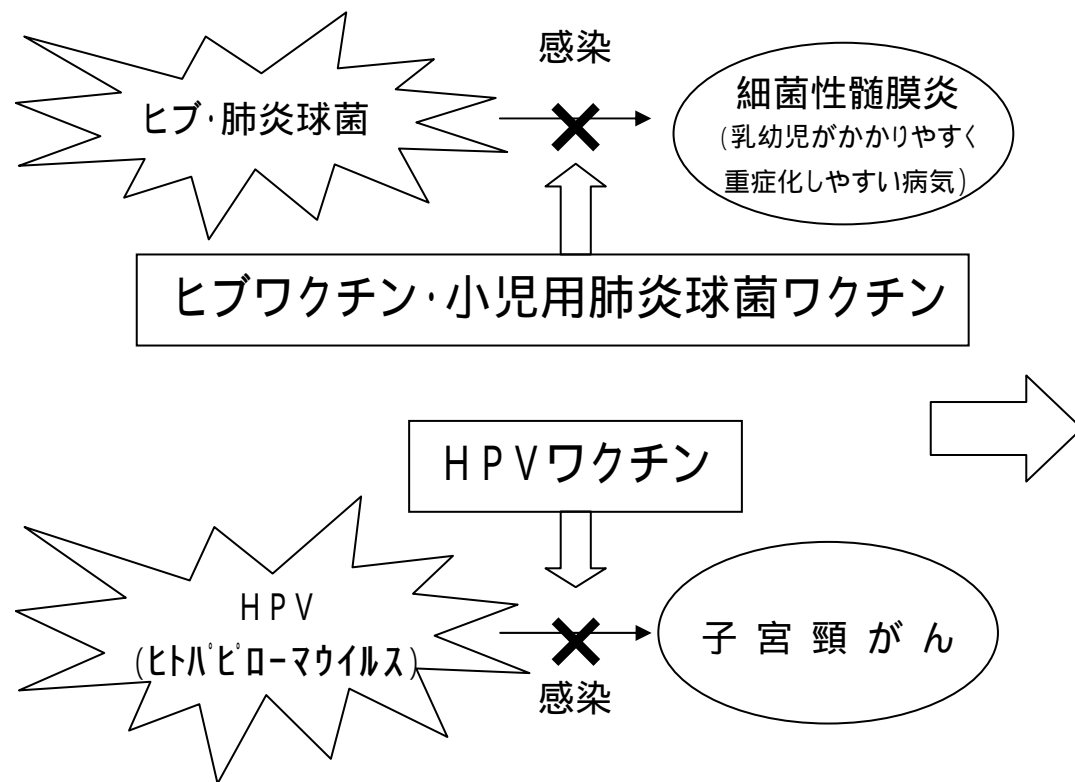
VPDワクチン接種の推進について

健康福祉部

資料8 - 2

- ・予防接種法で定められたワクチン接種は、定期予防接種として市町村が実施
- ・それ以外のVPDワクチンは任意接種であり、自己決定・自己負担
- ・特に、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPVワクチンは、接種費用が高額で、保護者の負担が大
- ・行政として、VPDワクチン接種について、受けやすい環境づくりなどの推進策が必要

* VPD = 様々な細菌やウイルスによって起こる感染症のうち、
ワクチン接種で予防できる病気



定期予防接種と同様に
市町村で接種の推進

自己負担額の軽減

健康被害の補償
(保険制度)

少子化対策

感染症対策

がん対策

秋田県・市町村協働政策会議総会（5月17日）における協議結果のフォローアップについて

平成22年10月20日
秋田県企画振興部

5月17日に開催された秋田県・市町村協働政策会議において市町村から提案等があった事項について、現在、次のような取組を進めている。

1 市町村提案事項について

市町村の提案	県の回答	現在の取組状況（予定）
地域主権改革に係る県の方針や基礎自治体への権限移譲等に関する情報共有・研究の場を設置してはどうか。	情報の共有と具体的な方策を検討するため、県と市町村の合同研究会を設置する。	6月22日の地域主権戦略大綱の閣議決定を受けて、8月17日に研究会設置に向けた連絡会議を開催し、研究会の運営方法や役割について各市町村から了解を得て、正式に研究会を設置することとした。 9月27日に権限移譲をテーマとした第1回の研究会を開催した。
中核病院の位置づけ、医師確保など本県の地域医療のあり方について、総合的、横断的に考えていけないか。	地域中核病院への支援、医師確保のための修学資金の確保、寄附講座の設置など、県域全体において医療提供体制の充実を図っていく。	修学資金貸与事業、岩手医大・秋田大学への寄付講座の設置、地域勤務手当の支給など、総合的な医師確保及び地域偏在の解消に向けた取組を進めている。 また、本県の医療課題の解決に向けて、医師の確保、地域医療体制の整備、高度医療機能の充実等の、今後見込まれる事業にかかる財源として、新たな基金を創設し、計画的に事業を実施することとした。
不法投棄防止のため、巡回パトロールの範囲等の調整等、県と市町村の連携協力体制を強化してはどうか。	県・市町村等が連携しながら、啓発活動の充実を図るとともに、パトロール日程等の情報交換を密に行う。	保健所及び管内市町村を参加機関とする「地域協議会」を中心会議体と位置づけて、次のとおり県と市町村の連携強化を図る。 各「地域協議会」の運営内容に地域差があるという課題を解決するため、本庁で設置要綱の雛形を作成するなどし、地域差の解消・一定レベルの確保 「地域協議会」に他地域の情報が入りにくく、また、外部機関も含めた検討が必要な場合があるという課題を解決するための仕組みを、他の会議体との連携などにより構築
農林業の振興と雇用の確保を結びつけるため、林業、アグリビジネスなどで、県と市町村が協働して関係業界・就労希望者に働きかけてはどうか。	県内製材業界の近代化、林業基盤整備、林業技術者の育成等を通じて雇用の拡大を図る。また、「食・農・観」連携を推進するとともに、市町村との協働により、研究・普及・行政部門が一体となった現場密着型の新ビジネス研究事業を進める。	国の「森林・林業再生プラン」に基づき、計画的に木材の増産を図る施策が具体化され、林内路網を整備しながら集約化施策を進めるための人材育成がより重要となっている。 特に、森林整備に伴う雇用については、市町村が実施する森林整備計画の策定など、県と連携しながら計画的に集約化施策を進めることが必要となっており、今後の雇用拡大が期待される。このため、今年度から実施している低コスト作業システム等の技術者養成研修会においても、県はもとより市町村担当者も参加しながら、林業技術者の育成を計画的に進めているところである。 また、製材業界も、こうした流れを踏まえて森林の集約化施策の拡大に期待しており、各流域林業活性化センターが開催する研修その他の取組に対して積極的に参加しているところである。 新ビジネス研究事業については、7月に県内3カ所で開催した「フィールドミーティング」での意見交換や各市町村に対する研究要望調査に基づいて、現在、野菜の周年出荷体制の構築のための栽培技術の確立等、地域固有のニーズを踏まえた複数テーマについて関係市町村と課題化を検討中であり、今後は次年度からの研究着手に向けた予算化の作業を進めたい。

2 フリーターキングにおける発言

市町村の発言	県の回答	現在の取組状況（予定）
大館能代空港は地域にとって欠くことができない機能であり、県民の理解を得ながら、維持に協力願いたい。	県北のネットワーク維持の観点から地元と一体となって、新たな需要の掘り起こしや二次アクセスへの支援などに取り組む。	旅行商品の造成支援や送客実績に応じた助成のほか、低額でレンタカーを提供するキャンペーン等を実施するなど、地元協議会と連携して利用促進策を大幅に強化している。
国保事業の広域化について検討する研究会を設置することを検討できないか。	市町村が設置する研究会に県が参加することに異論はないが、具体的にどういう立場での参加が望ましいか今後検討したい。	7月13日に開催された「国民健康保険事業広域化研究会」において、市町村に対し広域化等支援方針に関する説明を行った。その後、広域化等支援方針の策定に関し各市町村にアンケートを行ったところ、概して広域化に賛同する意見が多かったことから、今後、この結果等を踏まえ、取組の方向性等についての検討を、引き続き行っていく。
地震等の大規模災害の際に、県の各部門が個別に情報収集するのではなく、県が被災市町村に直接来て情報を共有する仕組みができないか。	現状が縦割りとなっていることは認識しており、今年度の危機管理体制の見直しの中で、提案を踏まえて検討したい。	大規模災害発生時の情報収集要員として市町村へ県職員を派遣できることとし、活動内容や派遣手順などを示したマニュアルを定め、9月27日に各市町村に通知したところである。

県民の医療の確保に関する基金の概要

資料10

平成22年度9月補正予算において、県民が安心して医療を受ける体制の充実を図るため、「県民の医療の確保に関する基金」を設置。

医師の確保、地域医療を担う中核的な医療機関の整備、高度又は専門的な医療の推進その他の当面取り組むべき医療課題を解決するための新たな事業への支援。

基金の積立額 100億円(22年度50億円)

基金の設置期間 平成31年度までの10年間

主な用途

医師の確保

総合医養成や医師確保に主体的に取り組む市町村・医療機関に対する支援などの事業

中核的な医療機関の整備

仙北組合総合病院及び湖東総合病院の改築を促進するための厚生連に対する支援のための事業

高度又は専門的な医療の推進

三次救急医療体制の充実、がん医療提供体制の強化、周産期医療の機能確保などの事業

子ども読書夢プラン事業の成果を生かした市町村の子ども読書活動の推進

資料11

読書環境整備に向けての情勢

- <国> ・教育基本法の改正(平成18年12月)
- ・子どもの読書活動推進に関する基本的な計画(第二次)の策定(平成20年3月)
- ・国民読書年に関する決議(平成20年6月)
- <県> ・第二次県民の読書活動推進計画策定(平成20年9月)
- ・学校図書館と公立図書館等との連携位置付け

平成22年全国学力・学習状況調査結果から

「読書が好きですか？」
「当てはまる」「どちらか」としてはまる」と答えた児童生徒の割合
本県は小・中学校ともに全国1位(3年連続)
読書をほとんどしていない 小学校:36.5%
学校図書館や地域の図書館にほとんど行かない 小学校:35.7%
(全国ワースト4位)

子どもを読書に誘う環境が十分整っているとは言えない

学校図書館の活性化と、公立図書館等・地域を結んだ子どもの読書活動支援の仕組みづくりが必要

県

子ども読書夢プラン
H21 ~ H23

希望する市町村に非常勤職員を派遣している(H21:20名、H22:25名)

学校図書館の環境を整備し、主に学校における子どもの読書活動を支援する
学校図書館環境整備と公立図書館等の支援による図書の充実
学校図書館と公立図書館等及び読書ボランティアとのネットワークを構築し、家庭・地域における子どもの読書活動を推進する
学校、児童館、放課後子ども教室、子育て支援センター等の読書環境整備の支援
市町村における学校図書館、公立図書館、読書ボランティアのネットワークづくりの補助
学校、児童館、放課後子ども教室、子育て支援センター等での読書普及啓発
学校図書館整備や読み聞かせの技能を高めるために、研修会を実施する

市町村

独自の体制整備

H24 ~

学校・家庭・地域
子どもの読書活動推進

子どもの読書支援の仕組みづくり・子どもの読書量増加

秋田県営農維持緊急支援資金(仮称)の創設について

H22. 10. 20

秋田県農林水産部

1 趣 旨

春先の低温や出穂期の日照不足など、本年の異常気象により、水稻を主体とした農作物が大きく減収したことから、水田営農を主体とした農業者の翌年(H23年)の再生産に必要な資金を確保するため、秋田県営農維持緊急支援資金(仮称)を創設する。

2 事業の内容

(1)貸付対象者

原則として米戸別所得補償モデル事業に加入している農業者、農業法人又は集落営農組織。

(2)貸付限度額

前年と比較した減収額を限度とする。

(上限額：個人300万円、法人・集落営農組織1,000万円)

(3)資金使途

H23年の営農に必要な運転資金

(4)貸付利率等 ① 貸付金利：1.0%以下(極力低利での融資を検討)

② 利子補給率：県1/2、市町村1/4、JA等1/4

③ 利子補給方式：融資機関資金を原資とし、市町村を通じて利子助成。

(5)償還期間 5年以内(うち据置期間1年以内)

(6)融資枠 約30億円(減収総額の2割程度とする方向で検討)

[各市町村に対する予算要求に係るお願いについて]

各市町村の利子補給に要する経費について、それぞれの12月定例会で予算化(5年間の債務負担行為)を計って頂きたい。

なお、初年度の利子補給費は23年度当初予算で確保して頂きたい。

※ 県の利子補給費については、11月10日開催予定の臨時議会に補正予算案(5年間の債務負担行為)を提出する予定です。

なお、初年度の利子補給費は23年度当初予算で措置する予定です。

平成22年10月
秋田県総務部

市町村における電子申告の推進について

1 電子申告サービスの内容

- ・法人住民税、法人事業税、固定資産税（償却資産）、事業所税の電子申告
- ・個人住民税に係る給与支払報告書、法人設立届出等の電子的提出
- ・納付手続（電子納税）

2 本縣市町村の運用状況

電子申告サービス運用団体は5市町で運用率は20%

※ 運用団体（左から運用順）：秋田市、五城目町、由利本荘市、藤里町、鹿角市
なお、大仙市は平成22年12月から運用予定

【参考1】全国の運用率46%（808/1750市区町村）

【参考2】東北各県の運用率

青森県40%、岩手県100%、宮城県77%、山形県51%、福島県47%

3 電子申告等に係る財政支援措置

(1) 普通交付税

- ・地方税電子申告システム運用等委託料

平成21年度実績で標準団体当たり約1,800万円（平成22年度も継続）

(2) 個人県民税徴収取扱費交付金

- ・都道府県から市区町村へ支払われる個人住民税に係る徴収取扱費交付金の上乗せ
平成21年度から本則3,000円 → 3,300円（納税義務者1人当たり）

4 電子申告サービス運用に係る経費

- ・申告システム初期導入費：約100万円～400万円程度
- ・申告システム運用経費：約100万円～300万円程度/年（年金特徴を含む。）
- ・機器整備費：既に全市町村で年金特徴システムを運用していることから、基本的に新規発生なし

※ 国民の利便性向上に向けて、全ての市町村において早期に電子申告サービスの運用を開始していただきたい。

○納税者と地方団体の双方にメリット～申告手続きの簡素化と行政効率の向上

※ 企業・・・市町村ごとの申告書出力、郵送等が不要

市町村・・・パンチ入力、申告書控え郵送等が不要、受付窓口混雑の緩和

※ 電子申告ができない市町村に対しては、企業は従前どおりの作業が必要

→ 全ての市町村で電子申告ができないと、メリットを享受できない。